

あり、企業の判断で、それぞれの取引にあった会計処理をするのが理想です。税理士の先生や税務署に頼るのではなく、企業が主導権を持つて会計処理を行なうことが重要です。

ただ、そうは言っても、守るべき会計ルールもありますから、そこから外れた処理をするわけにはいきません。基本的な考え方やルールに基づき会計処理を行なう必要があります。

そこで役立つのが「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」）です。中小会計要領には、中小企業がどのように会計処理をして決算書を作成したらよいか、基本的な考え方から個別の処理方法まで、抛り所となる内容が記されています。

後でもお話ししますが、中小会計要領を活用すれば、経理業務に主体的に取り組むことができるようになるだけでなく、経営に有用な決算書の作成もできるようになります。

### 経営に役立つ決算書を作成する

中小会計要領は、その目的として「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記を示すものである」と定められています。

こうした会計のルールは、会社法や様々な基準にも定められていますが、上場企業や大企業と中小企業を同じように取り扱うのは無理があります。大企業と中小企業では経理部の規模も異なりますから、同様の会計処理を要求するのは酷ですしね。

そもそも、上場企業は決算数値に基づいて株の売買が行なわれたり、多くの関係者の判断に影響を与えたりするのに対して、中小企業はそこまで厳密

な数値処理をしなくても必要な情報を提供できる可能性が高いです。また、中小企業が難しい会計処理をしようとする場合に、経営計画や過去のデータに基づいて判断を大企業と同様にできないことも多く、それならば取って代われない会計処理をしない方が有益な場合もあるでしょう。

中小会計要領はこのような点も踏まえ、次ページ図表1のような考え方に立って設定された中小企業のための会計基準なのです。

中小会計要領の活用が想定されているのは、上場企業や会社法上の会計監査人設置会社を除く中小企業です。特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社においても、利用することができます、とされています。ただし、あくまでも会計処理の抛り所となる考え方であって、強制されるものではありません。

中小会計要領には、会計処理の基本